資料 2

平成30年度

Society5.0 実現化研究拠点支援事業 公募要領

文部科学省 研究振興局 平成 30 年 5 月

目次

1.	事業の概要	
	(1)背景・課題	1
	(2)目的	1
2.	公募の概要	
	(1)基本スキーム	2
	(2)対象機関	2
	(3)補助の内容	3
	(4)補助事業期間	4
	(5)選定件数	4
	(6)申請方法	5
3.	審査方法	
	(1)審査の体制	5
	(2) 審査の手順	5
	(3) 審査の観点	6
	(4)委員の遵守事項	7
	(5) その他	8
4.	取組の実施	
	(1)計画書等の提出	8
	(2)補助金の交付	8
	(3)進捗状況の報告	8
	(4)中間評価の実施	8
	(5)事後評価の実施	9
	(6)産学官等における負担	
	(7)成果等の管理	9
	(8)成果等の発表	9
5.	府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募書類の作成・提出	
	等について	
	(1) 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について	9
	(2)e−Rad を利用した応募方法	10
	(3)e−Rad の操作方法等について	11
	(4)e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて	12
	(5)e-Rad からの内閣府への情報提供等について	12
6.	留意事項	
	(1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置	13

	(2)他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況	14
	(3) 不正使用及び不正受給への対応	14
	(4)他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対	
	する措置	16
	(5)関係法令等に違反した場合の措置	16
	(6)間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について	16
	(7) 繰越について	16
	(8) 費目間流用について	17
	(9)年度末までの研究期間の確保について	17
	(10) 社会との対話・協働の推進について	17
	(11)研究設備・機器の共用促進について	18
	(12)博士課程(後期)学生の処遇の改善について	19
	(13)若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について	19
	(14)安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	19
	(15)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基	
	準)」に基づく体制整備について	21
	(16)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基	
	準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出につい	
	τ	21
	(17)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基	
	づく体制整備について	22
	(18)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基	
	づく取組状況に係るチェックリストの提出について	22
	(19)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基	
	づく研究活動における不正行為に対する措置について	23
	(20)研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について	25
	(21)研究者情報の researchmap への登録について	26
7.	スケジュール	26
8.	問合せ	27

1. 事業の概要

(1) 背景・課題

- OSociety5.0の経済システムでは、「自律分散」する多様なもの同士を新たな技術 革新を通じて「統合」することが大きな付加価値を生むため、眠っている様々な 知恵・人材・技術・情報をつなげ、イノベーションと社会課題の解決をもたらす 仕組みを世界に先駆けて構築することが必要です。
- 〇一方、大学等では知恵・人材・技術・情報がすべて高い水準で揃っていますが、 社会課題を捉え、解決に向け組織全体のポテンシャルを統合し複数の技術を組み 合わせて社会実装を目指す取組や、社会実装の為の実証実験のコーディネート等 を担う人材、データの整理・活用を担う人材が不足していると考えられます。
- 〇上記のような状況の下、Society5.0の実現の先端中核拠点として大学等がイノベーションの先導役となる様に、イノベーションを実現できる拠点の形成が必須と考えます。

(2)目的

本事業は、学長等のリーダーシップの下、情報科学技術を基盤として事業や学内組織の垣根を超えて研究成果を統合し、社会実装に向けた取組を加速することにより、Society5.0(IoT、ビッグデータ、人工知能等のイノベーションをあらゆる産業や社会生活に活用することで、様々な社会課題が解決される社会)の実現を目指す大学等の先端中核拠点を支援することを目的とします。



2. 公募の概要

(1) 基本スキーム

本事業の実施に当たっては、学長等のリーダーシップの下、情報科学技術を基盤として事業や学内組織の垣根を超えて研究成果を統合し、社会実装に向けた取組を加速することにより、Society5.0 実現に不可欠な技術等の実証を目指す拠点を形成してください。形成していただく拠点については、本事業終了後も各機関においてその機能を維持していただくことを求めます。各拠点は、中心的な役割を果たす「代表機関」と、必要に応じて、拠点に参画し、代表機関と協働する「協力機関」から構成してください。

本事業の公募においては、下記を満たす「Society5.0 実現化構想」を拠点からお示しいただき、本事業の「3.審査方法」に基づき審査し、文部科学省において拠点を選定します。

- ① 実現を目指す Society5.0 の一部としての社会像(ビジョン)及び到達すべき具体的なターゲットの設定
- ② 学長等のトップマネジメントを支援し学内外に自律分散的に存在する知恵・人材・技術・情報を結びつける体制の構築
- ③ 支援期間中に①で設定したターゲットに到達するための実証試験を含む研究等の 具体的な計画の策定

(2) 対象機関

代表機関及び協力機関としては、それぞれ以下の要件を満たす機関を対象とします。

【代表機関】

- i. 以下のいずれかに該当すること。
 - ・大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学をいう。)
 - ・大学共同利用機関法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)
 - ・独立行政法人(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号) 第 2 条第 1 項 に規定する独立行政法人をいう。)
- ii. 補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に該当していないな ど、本事業を円滑に遂行するために必要な基盤を有していること。
- iii. 申請する機関の役員が、暴力団等の反社会的勢力の者ではないこと、また、 反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資 金提供を受けていないこと。

【協力機関】

i. 以下のいずれかに該当すること。

- ・日本国内に法人格を有する企業等
- ・任意組合、匿名組合、有限責任事業組合及び投資事業有限責任組合等の国内 法令に基づく組合形式の団体
- ・一般社団・財団法人(公益認定を受けている公益社団・財団法人を含む。)
- ・NPO 法人(特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。)
- ・大学(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学をいう。)
- ・高等専門学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等専門学校をいう。)
- ・大学共同利用機関法人(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。)
- ・独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)
- ・地方公共団体(地方自治法(昭和22年法律第67号)第1条の3に規定する 普通地方公共団体をいう。)
- ・公設試験研究機関(地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関であって試験研究に関する業務を行う機関をいう。)
- ii. 補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に該当していないな ど、本事業を円滑に遂行するために必要な基盤を有していること。
- iii. 役員が、暴力団等の反社会的勢力の者ではないこと、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けていないこと。

(3)補助の内容

①補助の上限等

- ・平成30年度における補助上限額は、70,000万円(間接経費込み)とします。
- ・平成31年度以降の各年度の最終的な補助額は予算確保等の状況に応じて調整します。

②対象とする取組

「Society5.0 実現化構想」を実施する拠点における以下の取組を補助の対象とします。

〇研究開発に関する取組

- ・大学等において、情報科学技術を基盤として、事業や学内組織の垣根を越 えて研究成果を統合し、社会実装を目指す取組。
- ・本体制の下、企業等からの本格的な投資の呼び水となることが見込まれる 大学等での実証試験等の実施や概念実証に必要な研究開発。

・拠点が設定する Society5.0 実現化構想の達成への寄与が期待できる、先端的な情報科学技術の研究開発。

○体制に関する取組

- ・学長等のリーダーシップにより組織全体としてのマネジメントを発揮できる体制の構築。
- ・一つの大学等のみならず、産業界、自治体、他研究機関等も含めた連携体制の構築。

○計画に関する取組

- ・社会実装する上での、倫理的・法的・社会的な課題の解決や国際標準化に 向けた取組を含む計画。
- ・実現に必要な中核技術とその実現に必要な周辺技術や普及についてオープ ンイノベーション化を志向した計画。
- ・支援期間中に構築した学内体制や実証システムが終了後も持続可能な形で 発展していくための仕組み作りを含む計画。

③補助対象経費

- ・申請内容の実施に必要な経費の一部については、「4. 取組の実施」に基づき、 文部科学省から補助金として代表機関に交付します。
- ・補助対象となる経費は上記②の取組に係るものとし、使用できる経費の区分 (費目・種別) は、原則として、別表に示すものとします。

④補助金に係る留意事項

補助金の財源は国の予算であるため「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)及び「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」(昭和30年政令第255号)等に基づいた適切な経理を行うことのほか、補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めることがあります。

(4)補助事業期間

本事業の事業期間は最大5年間とします。なお、事業開始から5年度目において、Society5.0 実現化研究拠点支援事業推進委員会によるステージゲート評価を受け、承認を得ることで、事業期間をさらに最大5年間まで延長することができる予定です。

(5) 選定件数

選定する事業は、1件程度を予定しています。

(6)申請方法

本事業への申請にあたっては、以下の方法で行ってください。

①申請の単位

代表機関が形成した(事業年度内に形成が見込まれる場合も含む。)拠点単位で申請してください。

一の機関が複数の拠点の代表機関として重複して申請することはできません。ただし、他の代表機関が申請する拠点の協力機関として複数の拠点に参画することは可能です。

②申請機関及び申請者

本事業への申請は、代表機関が行ってください。申請者は、代表機関の長とします。

③申請書類

「Society5.0 実現化研究拠点支援事業応募申請様式」を使用してください。

4申請期間

平成 30 年 5 月 1 日 (火) ~平成 30 年 6 月 18 日 (月) 17:00 (期限厳守)

⑤提出方法

本公募では、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの応募情報の登録 (提案書類のアップロード)が必要となります。e-Radの操作方法等については 「5. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募書類の作成・提 出等について」を参照してください。

3. 審査方法

(1) 審査の体制

本事業に申請された拠点の審査は、文部科学省において、有識者等によって構成 される「Society5.0 実現化研究拠点支援事業推進委員会」(以下「委員会」とい う。)を設置し、委員会の各委員による書面審査及び面接審査とその後の委員の合議 により行います。

選定事業は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ決定します。

(2) 審査の手順

①書面審査

- ・書面審査は、委員会の委員(以下「委員」という。)が申請のあった拠点の代表機関(以下「申請機関」という。)から提出された申請書類に基づき、後述の「(3)審査の観点」について、審査を行い採点します。
- 委員は、申請内容の明確化等のため、申請機関に対して追加の説明を求めた

り、追加資料の提出を求めたりすることが出来ることとします。

②書面審査後の合議審査

書面審査の結果に基づき、委員が合議を行い、面接審査の対象とする事業拠点を選定します。

③面接審査

- ・面接審査は、申請機関がプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行う こととします。
- ・申請機関は、必要に応じて、協力機関とともに、面接審査を受けることができることとします。
- ・委員は、プレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、後述の「(3) 審査の観点」 に基づき、審査を行い採点します。

④面接審査後の合議審査

- ・書面審査及び面接審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補の事業拠 点を決定します。
- ・委員会は、申請書類の内容修正等を条件として、選定候補の事業拠点とすることができることとします。

⑤拠点の選定

委員会の審査結果を踏まえ、文部科学省において拠点を選定します。

(3)審査の観点

①実現を目指す Societv5.0 像の妥当性

Society5.0の実現に向けた、革新的なビジョンが設定されているか。

- ②目標 (ターゲット)・アプローチの妥当性
 - ・事業化による産業や国内雇用の創出その他経済・社会的インパクトが大きいと 見込まれるか。
 - ・ターゲットの達成に向けた、具体的かつ戦略的な計画(実現可能性の高い課題 と挑戦的課題のバランスに係るポートフォリオ等を含む。)となっているか。
 - ・想定される成果が新しいアイデア、概念 (システムの革新等を含む。) を伴っているか。
 - ・設定したビジョンに関連する研究開発の進捗に合わせて、社会実装する上での 倫理的・法的・社会的課題等を解決できる取組となっているか。
 - ・日本発の技術・サービス等として、国際競争力を発揮できる取組となっている か。

③研究開発体制の妥当性

・産業界や自治体、他の研究機関等との連携を含め、設定したビジョンの実現に 向けた体制が構築されるか。

- ・代表機関が拠点全体の取組の進捗状況等を適切にマネジメントできる体制か。
- ・関連する技術の進歩等に柔軟に対応し、ターゲットへのアプローチも見直す体制が確保されているか。
- ・若手・女性研究者を含む多様な人材が活躍できる体制か。

④計画の妥当性

- ・主たる事業内容とマイルストーンの設定が適切か。
- ・事業の進捗及び成果を評価する指標等(KPI等)が適切か。
- ・事業の遂行上の課題が明確にされているか、また、クリティカルパスが把握されているか。

⑤事業終了後における継続性

- ・事業終了後も自律的にイノベーションの創出に向けた活動を継続できる基盤 (ベンチャー創出、収集データの管理・利活用等を含む。)が整備されるか。
- ・広く社会に技術展開ができるオープンイノベーションを志向しているか。
- ・構築する学内体制や成果等により、社会に貢献する革新的なイノベーションを 創出する拠点として発展する取組か。

(4)委員の遵守事項

①利害関係者の排除

申請された代表機関及び協力機関との利害関係のある委員は、文部科学省における本事業の事務担当者にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の選定の議決にも加わることができないこととします。

<利害関係の範囲>

- i. 審査対象事業に参画している者
- ii. 審査対象事業の研究参画者と親族関係にある者
- iii. 利害関係を有すると自ら判断する者
- iv. 以下に該当する者
 - 審査対象事業に参画する機関の代表権を有する者、又は長を務める者
 - ・審査対象事業の研究参画者が所属する組織(大学、独立行政法人等の研究機 関において同一の学部、研究科、研究所等、又は同一の企業)に所属する者
- v. 委員会において、審査に加わらないことが適当であると判断された者

②秘密保持

委員は、審査の過程で知り得た内容について他に漏らしてはなりません。

(5) その他

- 委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- 審査の途中経過についての問合せには、応じられません。
- ・選定事業については、決定後、文部科学省のホームページ等を通じて公表いたします。
- ・委員については、審査の公平性等の観点から事業選定までは非公表とし、然る べき適切な時期に公表します。

4. 取組の実施

(1)計画書等の提出

選定された事業の代表機関は、補助金を交付されている実施期間中、毎年度、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算(以下「計画書等」という。)を作成し、文部科学省に提出してください。なお、これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。

(2)補助金の交付

補助金の交付等については、別に定める交付要綱等に基づき行います。

(3) 進捗状況の報告

本事業の進捗管理については、文部科学省及び委員会において行います。代表機関は、補助金を交付されている実施期間中、毎年度、取組の進捗状況(産学官等における負担の状況を含む。)及び経費の使用実績に関する成果報告書を作成し、文部科学省に提出してください。選定された取組の代表機関に対しては、アンケート調査等を実施する場合がありますので、その際は、ご協力願います。また、社会情勢の変化等も踏まえた取組の実施について進捗状況を把握するために、文部科学省及び委員が現地調査等を行う場合もあります。

さらに、事業最終年度以降も本事業に係る取組・成果等のデータを提出して頂く 場合があります。本事業に関わった研究者、本事業から派生した企業等の組織等に ついても、事業最終年度以降も含め、報告を求める場合があります。

(4) 中間評価の実施

事業開始後3年度目に取組の進捗状況(産学官等における負担の状況を含む。)について中間評価を実施します。中間評価に当たっては、書面評価及びヒアリング、必要に応じて委員による現地調査を行うこととします。中間評価結果によっては、計画書等の見直し等を求めることや、補助額の増額・減額や補助金の交付を取り消

すことがあります。

(5) 事後評価の実施

実績報告書等に基づき、委員会において、事業最終年度の翌年度に事業の事後評価を実施します。事後評価に当たっては、書面評価及びヒアリングを行うこととします。また、5年度目にステージゲート評価の上、更に最大5年間、補助金を交付することができる取扱いを予定しています。

(6) 産学官等における負担

本事業開始以降5年度目までに当該年度の補助金額と同規模以上の負担を産学官 等の関係機関に求めます。

(7) 成果等の管理

協力機関と共同で研究・実証を行うにあたり、代表機関は、本事業の実施により 発生する知的財産の管理や本事業の実施に係る品質の管理・保証について、責任あ る対処を行う体制を構築してください。

本事業においては、産学双方による研究開発を効果的・効率的に推進するシステム・体制等の整備状況(知的財産の取扱ルールや人材育成システム等)を事業実施における重要な評価項目の一つにしています。このため、大学等及び民間企業の協議を踏まえ、民間企業が参画することへの価値を提供できる具体的な知的財産の取扱ルールを策定していただきます。

(8) 成果等の発表

本事業により得られた成果は、知的財産の保護等にご留意いただいた上で、国内外の学協会、マスコミ等に広く公表し、本事業で開発された試作品、製品等について説明・展示するスペースを設ける等、積極的に成果の公開・普及に努めてください。

また、事業終了後、必要に応じて、得られた成果を発表していただく場合があります。新聞、図書、雑誌又は論文等によって本事業で得られた成果を発表される場合は、文部科学省に事前にご連絡いただくとともに、本事業による成果であることを必ず明記していただきますようお願いします。

|5. 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募書類の作成・提出等について

(1) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)について

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) とは、各府省が所管する公募型研究資金

制度の管理に係る一連のプロセス(応募受付→採択→採択課題の管理→研究成果・ 会計実績の登録受付等)をオンライン化する府省横断的なシステムです。

- ※「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development (科学技術のための研究開発)の頭文字に、Electronic (電子)の頭文字を冠したものです。
- ※e-Rad は平成 30 年 2 月 28 日 (水) から、新システムに移行しました。

ユーザビリティ改善の観点から、画面デザイン、メニュー構成等が全面的に刷 新されました。

新システムのマニュアルは、e-Radポータルサイトに掲載しています。主な変更点についても記載しておりますので、必ず御確認ください。

(2) e-Rad を利用した応募方法

本事業への応募は、代表機関が e-Rad を通じて行っていただきます。利用規約に同意の上、応募してください。

応募の流れについては、別紙1を参照してください。

また、応募の際は、特に以下の点に注意してください。

①e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用に当たっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

(i)研究機関の登録

応募時までに e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、e-Rad ポータルサイトから研究機関登録申請の様式をダウンロードして、郵送で申請を行ってください。登録まで日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

(ii) 研究者情報の登録

代表機関は研究開発課題責任者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

研究者情報の登録方法は、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究機関事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

②e-Rad での応募申請

研究者による e-Rad での応募に当たっては、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究者用マニュアルを参照してください。

<注意事項>

- (i) 応募申請に当たっては、応募情報のWeb入力と申請様式の添付が必要です。アップロードできる申請様式の電子媒体は1ファイルで、最大容量は10MBです。ファイル中に画像データを使用する場合はファイルサイズに注意してください。(なお10MBを超えるファイルは、アップロードできません。)
- (ii) 作成した申請様式ファイルは、PDF 形式でのみアップロード可能となっています。(e-Rad には、WORD や一太郎ファイルの PDF 変換機能があります。また、お使いの PC で利用できる PDF 変換ソフトのダウンロードも可能です。PDF 変換に当たって、これらの機能・ソフトの使用は必須ではありませんが、使用する場合は、使用方法や注意事項について、必ず研究者用マニュアルを参照してください。)
- (iii) 応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、研究者による 応募申請の提出後、応募のステータスが「研究機関承認待ち」となります。応 募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。
- (iv) 提出締切日時までに、応募のステータスが「配分機関受理待ち」又は「受理済」となっていない申請は無効となります。応募のステータスは、「課題一覧」画面で確認してください。応募に当たって研究機関事務代表者の承認が必要な場合は、提出締切日時までに、研究機関の承認が行われる必要があります。

提出締切日時までに研究者による応募申請の提出と研究機関事務代表者による承認が行われたにもかかわらず、これらのステータスにならなかった場合は、文部科学省研究振興局参事官(情報担当)付まで連絡してください。

③その他

応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を 熟読の上、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しない でください。) 応募書類の差替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返 却は致しません。

(3) e-Rad の操作方法等について

①e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、e-Rad ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。

②府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問合せ先 事業そのものに関する問合せは、文部科学省研究振興局参事官(情報担当)付 にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問合せは、e-Rad ヘルプデスクにて 受け付けます。本事業ウェブサイト及び e-Rad ポータルサイトをよく確認の上、 問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問合せには一切回答できません。

制度・事業に関する	文部科学省研究	TEL:03-6734-4235
問合わせ及び応募書	振興局参事官	FAX:03-6734-4077
類の作成・提出に関	(情報担当)付	jyohoka@mext.go.jp
する手続き等に関す		
る問合せ		
e-Rad の操作方法に関	e-Rad ヘルプデ	0570-066-877(ナビダイヤル)
する問合せ	スク	9:00~18:00※土曜日、日曜日、祝
		日、年末年始を除く。

Oe-Rad ポータルサイト: http://www.e-rad.go.jp/

③e-Rad の利用可能時間帯

原則として 24 時間 365 日稼働していますが、システムメンテナンスのため、サービス停止を行うことがあります。サービス停止を行う場合は、e-Rad ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(4) e-Rad 上の課題等の情報の取扱いについて

採択された個々の課題に関する e-Rad 上の情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとして取扱います。これらの情報については、採択後適宜本事業のウェブサイトにおいて公開します。

(5) e-Rad からの内閣府への情報提供等について

第5期科学技術基本計画(平成28年1月閣議決定)においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Radへの登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価や、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議(CSTI)及び関係府省では、公募型研究資金制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績のe-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された事業に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。

研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

6. 留意事項

- (1) 不合理な重複・過度の集中に対する措置
- ①不合理な重複に対する措置

同一の研究者による同一の研究課題 (競争的資金が配分される研究の名称及び その内容をいう。) に対して、国又は独立行政法人 (国立研究開発法人含む。) の 複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当 する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は経費 の削減 (以下「採択の決定の取消し等」という。) を行うことがあります。

- ・実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重 ねて応募があった場合
- ・複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これに準ずる場合

なお、本事業への応募段階において、他の競争的資金制度等への応募を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

②過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている 場合
- ・当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する 当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配 分されている場合
- ・不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

このため、本事業への応募書類の提出後に、他の競争的資金制度等に応募し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業の事務担当に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

- ※研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動中 や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。(別紙2)
- ③不合理な重複・過度の集中排除のための、応募内容に関する情報提供不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供する場合があります。また、他の競争的資金制度等におけるこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

(2) 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

申請書の記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

(3) 不正使用及び不正受給への対応

実施課題に関する研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。) については以下のとおり厳格に対応します。

- ①研究費の不正使用等が認められた場合の措置
 - (i)契約の解除等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を 行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約につ いても締結しないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1} 資格の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者(共謀した研究者も含む。以下「不正使用等を行った研究者」という。)や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、もしくは厳重注意措置をとります。

また、他府省及び他府省所管の独立行政法人を含む他の競争的資金等の担当 に当該不正使用等の概要(不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研 究課題、予算額、研究年度、不正等の内容、講じられた措置の内容等)を提供 する場合があります。

- ※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究 者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題(継続課題)への 研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。
- ※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用等に関与したとまでは認 定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に

違反した研究者のことを指す。

	_ .		
不正使用及び不正受給に係る応募制	不正使用の程	応募制限期間 ^{※3} (原則、補助金等を	
限の対象者		返還した年度の翌	
		年度から**4)	
	(1)個人の利	10年	
		① 社会への影響が大きく、行	
 1. 不正使用を行っ		為の悪質性も高いと判断さ	5年
た研究者及びそれ	(0)	れるもの	
に共謀した研究者	(2)	② ①及び③以外のもの	2~4年
に共謀した研究有	(1)以外	③ 社会への影響が小さく、行	
		為の悪質性も低いと判断さ	1年
		れるもの	
2. 偽りその他不正			
な手段により競争			
的資金を受給した			5年
研究者及びそれに			
共謀した研究者			
3. 不正使用に直			善管注意義務を有
接関与していない			する研究者の義務
が善管注意義務に			違反の程度に応
違反して使用を行			じ、上限2年、下限
った研究者			1年

- ※3 以下の場合は申請及び参加資格を制限せず、厳重注意を通知する。
- ・1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ 不正使用額が少額な場合
- ・3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合 ※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違 反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者につい ては、当該不正事案の概要(制度名、所属機関、研究年度、不正の内容、講じ られた措置の内容)について、文部科学省において原則公表することとしま す。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)においては、調査の結果、不正

を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされています ので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在文部科学省のウェブサイトにおいて公表している不正事案の概要については、以下の URL を御参照ください。

[URL] http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(4)他の競争的資金制度で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置 国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度※において、研究費の不 正使用等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応 募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の競争的資金制度」について、平成30年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、平成29年度以前に終了した制度においても対象となります。 ※現在、具体的に対象となる制度については、以下のURLを御覧ください。

[URL] http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukin29_seido_ichiran.pdf

(5) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反した場合には、補助金の交付をしないことや補助金の交付を取り消すことがあります。

(6) 間接経費に係る領収書の保管及び使用実績の報告について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとと もに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度 から5年間適切に保管してください。

また、間接経費の配分を受けた研究機関は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに府省共通研究管理システム(e-Rad)により報告してください。 (複数の競争的資金を獲得した研究機関においては、それらの競争的資金に伴う全ての間接経費をまとめて報告してください。)報告に関する e-Rad の操作方法が不明な場合は、e-Rad の操作マニュアル

(https://www.e-rad.go.jp/manual/for_organ.html) 又は「よくある質問と答え」(http://faq.e-rad.go.jp/EokpControl?&event=CE0002&cid=13593) を参照してください。

(7) 繰越について

事業の進捗に伴い、計画に関する諸条件その他のやむを得ない事由により、年度 内に支出を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度 末までの繰越を認める場合があります。

(8) 費目間流用について

費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、直接経費 総額の50%以内としています。

(9) 年度末までの研究期間の確保について

文部科学省においては、研究者が年度末一杯まで研究を実施することができるよう、以下のとおり対応しています。

- ①研究機関及び研究者は、事業完了後、速やかに成果物として事業完了届を提出 することとし、文部科学省においては、事業の完了と研究成果の検収等を行 う。
- ②会計実績報告書の提出期限を4月末日とする。
- ③研究成果報告書の提出期限を5月30日とする。 各研究機関は、これらの対応が、年度末までの研究期間の確保を図ることを目的としていることを踏まえ、機関内において必要な体制の整備に努めてください。

(10) 社会との対話・協働の推進について

「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)(平成22年6月 19 日科学技術政策担当大臣及び有識者議員決定)においては、1 件当たり年間 3.000 万円以上の公的研究費 (競争的資金又はプロジェクト研究資金) の配分を受 ける場合には、「国民との科学・技術対話」により、科学技術の優れた成果を絶え間 なく創出し、我が国の科学技術をより一層発展させるために、科学技術の成果を国 民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿 勢が不可欠であるとされています(別紙3)。また、これに加えて、「第5期科学技 術基本計画」(平成 28 年 1 月 22 日閣議決定)においては、科学技術と社会とを相対 するものとして位置付ける従来型の関係を、研究者、国民、メディア、産業界、政 策形成者といった様々なステークホルダーによる対話・協働、すなわち「共創」を 推進するための関係に深化させることが求められています。これらの観点から、研 究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する取組みや多様なス テークホルダー間の対話・協働を推進するための取組みが求められています。この ことを踏まえ、研究成果に関しての市民講座、シンポジウム及びインターネット上 での研究成果の継続的配信、多様なステークホルダーを巻き込んだ円卓会議等の活 動について、積極的に取り組むようお願いします。

(参考)「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針) http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf

(参考)「第5期科学技術基本計画」

http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/5honbun.pdf

(11)研究設備・機器の共用促進について

「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について(中間取りまとめ)」 (平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)においては、そもそもの 研究目的を十全に達成することを前提としつつ、汎用性が高く比較的大型の設備・ 機器は共用を原則とすることが適当であるとされています。

また、「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システムの導入について」(平成 27 年 11 月科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)にて、大学及び国立研究開発法人等において「研究組織単位の研究設備・機器の共用システム」(以下「機器共用システム」という。)を運用することが求められています。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、他の研究費における管理条件の範囲内において、所属機関・組織における機器共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んで下さい。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究課題の研究目的の達成に向けた機器等の使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、上述の機器共用システム以外にも、大学共同利用機関法人自然科学研究機構分子科学研究所において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク事業」や各国立大学において「設備サポートセンター整備事業」等により構築している全学的な共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○「研究組織のマネジメントと一体となった新たな研究設備・機器共用システム の導入について」

(平成 27 年 11 月 25 日 科学技術・学術審議会先端研究基盤部会)

http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/__icsFiles/afie Idfile/2016/01/21/1366216_01_1.pdf

〇「研究成果の持続的創出に向けた競争的研究費改革について (中間取りまとめ)」

(平成27年6月24日 競争的研究費改革に関する検討会)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shinkou/039/gaiyou/1359306.htm

○競争的資金における使用ルール等の統一について

(平成29年4月20日改正 競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin3_siyouruuru.pdf

〇「大学連携研究設備ネットワーク事業」

https://chem-eqnet.ims.ac.jp/

(12) 博士課程(後期) 学生の処遇の改善について

第3期、第4期及び第5期科学技術基本計画においては、優秀な学生、社会人を 国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士課程(後期)学生に対する経済的 支援を充実すべく、「博士課程(後期)在籍者の2割程度が生活費相当額程度を受給 できることを目指す」ことが数値目標として掲げられています。

また、「未来を牽引する大学院教育改革(審議まとめ)」(平成27年9月15日 中央教育審議会大学分科会)においても、博士課程(後期)学生に対する多様な財源によるRA(リサーチ・アシスタント)雇用やTA(ティーチング・アシスタント)雇用の充実を図ること、博士課程(後期)学生のRA雇用及びTA雇用に当たっては、生活費相当額程度の給与の支給を基本とすることが求められています。

これらを踏まえ、本事業により、博士課程(後期)学生を積極的に RA・TA として 雇用するとともに、給与水準を生活費相当額とすることを目指しつつ、労働時間に 見合った適切な設定に努めてください。

(13) 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」(平成23年12月20日科学技術・学術審議会人材委員会)

(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm) において、「公的研究費により若手の博士研究員を雇用する公的研究機関および研究代表者に対して、若手の博士研究員を対象に、国内外の多様なキャリアパスの確保に向けた支援に積極的に取り組む」ことが求められています。これを踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取組をお願いいたします。

また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

(14) 安全保障貿易管理について (海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって

留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需要者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。 詳しくは下記を御参照ください。

経済産業省:安全保障貿易管理(全般)http://www.meti.go.jp/policy/anpo/

・経済産業省:安全保障貿易ハンドブック

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター http://www.cistec.or.jp/index.html
- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)
 http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- (15)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に 基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成26年2月18日改正)*の内容について遵守する必要があります。

研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」については、以下のウェブサイトを御参照ください。

[URL] http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904.htm

(16)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準)」に 基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、平成30年公募が切日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成30年4月以降、別途の機会でチェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを 御覧ください。

[URL] http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm

※注意:なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須とな

りますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあっては、早急に手続きをお願いします。(登録には通常2週間程度を要しますので十分御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ウェブサイトに示された提出方法の詳細とあわせ、以下のウェブサイトを御覧ください。)

[URL] http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、本チェックリストについても研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いいたします。

(17)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制 整備について

研究機関は、本事業への応募及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定) **を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを御参照ください。

[URL] http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(18)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組 状況に係るチェックリストの提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関は、「「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。)

このため、以下のウェブサイトの様式に基づいて、平成30年4月以降契約日までに、研究機関から文部科学省科学技術・学術政策局人材政策課研究公正推進室に、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用して、研究不正行為チェックリストが提出されていることが必要です。ただし、平成30年4月以降、別途の機会で研究不正行為チェックリストを提出している場合は、今回新たに提出する必要はありません。

研究不正行為チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェ

ブサイトを御覧ください。

(URL) http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1374697.htm

※なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、十分に御注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、下記ウェブサイトを御覧ください。

[URL] http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

(19)「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究 活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

① 契約の解除等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為(捏造、改ざん及び盗用)が認められた場合、事案に応じて、補助金の交付決定の取消・変更を行い、補助金の全部 又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の契約についても締結しないこと があります。

② 申請及び参加資格制限の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省 所管の独立行政法人が配分する競争的資金制度等(以下「文部科学省関連の競争 的資金制度等」という。)の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分す る競争的資金制度(以下「他府省関連の競争的資金制度」という。)の担当に情報 提供することにより、文部科学省関連の競争的資金制度等及び他府省関連の競争 的資金制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

				☆ # # # # # # # # # # # # # # # # # # #
				応募制限期
				間(不正が
特定不正行 	「為に係る応募制	削限の対象者	特定不正行為の程度	認定された
				年度の翌年
	1			度から [※])
	1. 研究の当	初から特定不		
	正行為を行う	ことを意図し		10年
	ていた場合な	ど、特に悪質		104
	な者			
		当該論文等	当該分野の研究の進展	
		の責任を負	への影響や社会的影響	
		う著者(監	が大きく、又は行為の	5~7年
44-4	0 株宝石	修責任者、	悪質性が高いと判断さ	
特定不正	2. 特定不	代表執筆者	れるもの	
行為に関	正行為があ	又はこれら	当該分野の研究の進展	
与した者	った研究に	のものと同	への影響や社会的影響	
	係る論文等の著者	等の責任を	が小さく、又は行為の	3~5年
		負うと認定	悪質性が低いと判断さ	
		された者)	れるもの	
		上記以外の		о од
		著者		2~3年
	3. 1. 及び	2. を除く特		
	 定不正行為に	関与した者		2~3年
	1		当該分野の研究の進展	
			への影響や社会的影響	
			が大きく、又は行為の	2~3年
特定不正行為に関与していないもの			悪質性が高いと判断さ	,
	正行為のあっ <i>†</i>		れるもの	
論文等の責任を負う著者(監修責任 者、代表執筆者又はこれらの者と同等 の責任を負うと認定された者)			当該分野の研究の進展	
			への影響や社会的影響	
			が小さく、又は行為の	1~2年
			悪質性が低いと判断さ	
			れるもの	
			1,0000	1

[※] 特定不正行為等が認定された当該年度についても、参加資格を制限します。

③競争的資金制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に

対する措置

文部科学省関連の競争的資金制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的資金制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

④不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容 (不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた事業 名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等)につ いて、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

[URL] http://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(20) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業への研究課題に参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応 等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に 防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガ イドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになりま す。

提案した研究課題が採択された後、交付申請手続きの中で、代表機関の長は、本事業への研究課題に参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要です。

以下を参考に確認書等を作成すること。

平成〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

(実施責任者が研究者でない場合) 〇〇大学長 (実施責任者が研究者の場合) 〇〇 〇〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本研究課題に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

(21) 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (https://researchmap.jp/) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計 利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録 くださるよう、御協力をお願いします。

7. スケジュール(予定)

公募開始: 平成30年5月1日(火)

公募締切り: 平成30年6月18日(月)17:00(期限厳守)

・審査: 平成30年6月下旬~8月中旬 ・選定結果の通知・公表:平成30年8月下旬~9月上旬

· 交付申請等: 平成 30 年 9 月

• 父付申請寺: 平成 30 年 9 月 • 交付決定: 平成 30 年 9 月

8. 問合せ先

本事業に関する問合せ先等は、以下のとおりです。

また、文部科学省のホームページも参照してください。なお、公募開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該ホームページにて周知しますので、ご留意ください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 文部科学省 研究振興局 参事官(情報担当)付

電話:03-6734-4235

E-mail: jyohoka@mext.go.jp

(別表)

応募申請における区分		人工知能等社会実装研究拠点事業費補助金交付要綱及び			
		同補助金取扱要領に基づく区分			
項目	種類	費目	種別	備考	
				設備備品(資産)を取得、製造する又は効	
		設備備品費		用を増加させるための経費。	
				※設備備品の定義・購入手続は機関の規定	
	設備備品費			等によるものとします。	
				設備備品費に該当しない物品の購入経費。	
		事業実施費	消耗品費	※消耗品の定義・購入手続は機関の規定等	
				によるものとします。	
				雇用契約等を締結し事業に従事する者に、	
				その労働の対価として支払うための経費。	
		人件費		雇用主が負担するその法定福利費。	
				※人件費の算出に当たっては、機関の給与	
				規定等によるものとします。	
	人件費	事業実施費	諸謝金	外部協力者(実施機関に属する者を除く)	
				に対する会議への出席謝金、講演等に対す	
│ │直接経費				る謝金。	
直及社員				※謝金の算出に当たっては、機関の謝金支	
				給規定等によるものとします。	
		事業実施費	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力	
				者(実施機関に所属する者を除く)の招へ	
				いに係る旅費を含みます。	
				※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規	
				定等によるものとします。	
	旅費		外国旅費	外国での出張(国内の移動を含む。)に係	
				る経費。	
				※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規	
				定等によるものとします。	
			外国人等 招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費。	
				※旅費の算出に当たっては、機関の旅費規	
				定等によるものとします。	

	外注費	事業実施費	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発費等の役務 の提供に係る経費。
		の他 事業実施費	会議開催費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代。 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規定等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については補助金からは支給できません。
			通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費。
	その他		印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費。
			借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費。
			研究開発委 託費、調査 等委託費	業務の一部の委託に係る経費。
			保険料	本事業の実施に必要となる保険料。

システムを利用した応募の流れ

研究機関が行います

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) への登録

研究機関で1名、事務代表者を決め、ポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、 登録申請を行います。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって 登録手続きをしてください。

参照URL: http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html

研究機関が行います

事務代表者のログイン

システム運用担当から所属研究機関通知書(事務代表者のシステムログインID、初期パスワード)が届きます。通知書に記載されたログインID、初期パスワードを入力してログインします。

参照マニュアル:研究機関事務代表者用マニュアル「 I 1.7ログイン」

研究機関が行います

部局情報、事務分担者情報、職情報、研究者情報の登録

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上で、部局情報、事務分担者(設ける場合)、職情報、研究者(申請する際に代表者となる方)を登録し、事務分担者用及び研究者用のID、パスワードを発行します。

参照マニュアル: 研究機関事務代表者用マニュアル「II4.3部局情報管理」「II4.4事務分担者情報管理」「II4.4事務分担者情報管理」 III4.1(E)職情報の登録」「II3研究者情報管理」

研究者が行います

公募要領・申請様式の取得

府省共通研究開発管理システム (e-Rad) で受付中の公募の一覧を確認して、公募要領と申請様式を ダウンロードします。もしくは、「Society5.0実現化研究拠点支援事業」ホームページから当該ファ イルをダウンロードします。

研究者が行います

応募情報の入力と提出

システムに必要事項を入力及び申請書をアップロードします。

システムには、それぞれ、①Web上で直接入力が必要な内容、②電子媒体で添付する内容があります。

参照マニュアル:研究者用マニュアル「Ⅱ1.1公開中の公募一覧」

研究機関が行います

応募情報の確認・承認

事務分担者(設けた場合)が応募情報の確認を、事務代表者が応募情報の承認をします。

参照マニュアル:研究機関事務分担者用マニュアル「Ⅱ1.5未処理一覧」、

研究機関事務代表者用マニュアル「Ⅱ1.6未処理一覧」

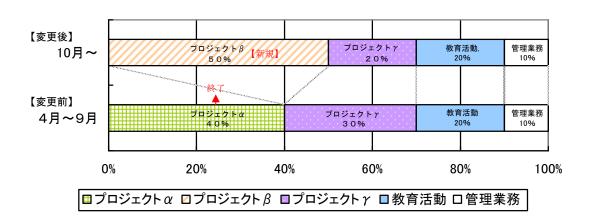
文部科学省にて応募情報を受理

※ 応募の各段階におけるシステムの操作方法は、利用者毎の操作マニュアルを参照してく ださい。

エフォートの考え方

エフォートの定義について

- 第3期科学技術基本計画によれば、エフォートは「研究に携わる個人が研究、教育、管理業務等の各業務に従事する時間配分」と定義されています。
- 研究者の皆様が課題を申請する際には、当該研究者の「全仕事時間に対する当該研究の 実施に必要とする時間の配分割合」「を記載していただくことになります。
- なお、この「全仕事時間」には、研究活動にかかる時間のみならず、教育活動や管理業 務等にかかる時間が含まれることに注意が必要です。
- したがって、エフォートの値は、研究計画の見直し・査定等に応じて、変更し得ること になります。
 - 例: 年度途中にプロジェクト α が打ち切られ、プロジェクト β に採択された場合の全仕事時間の配分状況(この他、プロジェクト γ を一年間にわたって実施)



〇 このケースでは、9月末でプロジェクト α が終了(配分率40%) するとともに、10月から新たにプロジェクト β が開始(配分率50%) されたことにより、プロジェクト γ のエフォート値が30%から20%に変化することになります。

^{1 「}競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ、平成29年6月22日改正)

「国民との科学・技術対話」の推進について (基本的取組方針)

平成22年6月19日科学技術政策担当大臣総合科学技術会議有識者議員

1 趣 旨

科学・技術の優れた成果を絶え間なく創出し、我が国の科学・技術をより一層発展させるためには、科学・技術の成果を国民に還元するとともに、国民の理解と支持を得て、共に科学技術を推進していく姿勢が不可欠である。また、例えば事業仕分けでの議論を踏まえれば、科学・技術関係施策の発展・充実を図るためには、その成果・普及について国民全体の理解を一層深める必要がある。

そのためには、研究者が社会と真摯に向き合い、次世代の人材を養成する活動はもちろん、倫理的・法的・社会的課題と向き合う双方向コミュニケーションの取り組みが重要である。英国では、研究者に自身の研究の目的や性質について、短く、簡明な要約の作成や、公衆参加に関わる活動計画の作成を義務付けている例もある。

国内においては、現在、一部の事業で研究内容等を報告・説明するための経費を措置している例もあるが、必ずしも十分とはいえない状況にある。先般の大阪で開催した「科学・技術ミーティングin大阪」においても、参加者の間から研究内容やその成果の一般への周知の重要性が指摘され、研究者と国民との対話の場を設けるような取り組みを求める声が寄せられている。

このため、科学技術政策担当大臣及び有識者議員としては、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動を「国民との科学・技術対話」と位置付けることとした。その上で、これを積極的に推進する必要があるとの認識から、まず最先端研究開発支援プログラムにおいて「国民との科学・技術対話」に取り組むこととする。

関係府省、配分機関、大学や研究機関においても、公的研究費を受けた研究者が行う「国民との科学・技術対話」について、以下に掲げるような組織的な取組を行うよう求めるものである。

- 2 関係府省・配分機関・大学・研究機関において今後取り組むべき事項 (1)関係府省・配分機関
 - ①当面、1件当たり年間3千万円以上の公的研究費(競争的資金またはプロジェクト研究資金)の配分を受ける研究者等に対して、「国民との科学・技術対話」に積極的に取り組むよう公募要項等に記載する。
 - ②配分する直接経費の一部を、「国民との科学・技術対話」に充当できる仕組みの導入を進める。
 - ③「国民との科学・技術対話」については、中間評価、事後評価の対象とする。ただし、実施にあたっては、満足度、難易度についてアンケート調査を行うことを記載し、質の高い活動を行うことができたかについて確認する。また、3千万円以下の公的研究費の配分を受けた研究者等が「国民との科学・技術対話」を実施した場合は、プラスの評価とする。
 - ④上記①~③の内容は、今年度対応可能な公的研究費があれば速やかに検討・対応し、平成23年度においては一層「国民との科学・技術対話」が推進される方向で制度・施策の充実を図ることとする。

(2)大学・研究機関

- ①大学・研究機関においては、研究者等の「国民との科学・技術対話」が適切に実施できるよう、支援体制の整備、地域を中心とした連携・協力体制を整備する。例えば、双方向コミュニケーションに関する専門的知識を持つ専任教員、専任研究員、科学コミュニケーターや事務職員を配置、あるいは部署を設置することで支援体制を整備する。また、地域を中心とした連携・協力体制を整備するほか、研究者に対しては必要に応じて、「国民との科学・技術対話」に参加するトレーニングを実施する。
- ②研究者等に対して、積極的に「国民との科学・技術対話」を行うよう促すとともに、個人の評価につながるよう配慮する。
- ③大学・研究機関が実施する一般公開の機会において、研究者に「国 民との科学・技術対話」を行う場を提供する。
- ④上記①~③の内容は、大学・研究機関の社会または地域貢献の一つとして位置付け、当該研究費の間接経費を活用して適切かつ効果的に実施するものとする。
 - なお、大学・研究機関のこれらの取組は、2 (1) ③の評価対象の 一つとする。

(3) 取組に際して留意すべき事項

- ①本方針の「国民との科学・技術対話」は、公的研究費を受けた研究 者自らが研究目的、研究内容、研究成果を国民に対して分かりやす く説明する、いわゆる顔の見える活動が基本である。また、国民か らの意見や感想、期待に対して真摯に向き合う姿勢も大切である。
- ②研究活動の妨げにならないよう、研究者は大学・研究機関の支援を 受けて計画的に「国民との科学・技術対話」を行うことが重要であ る。

なお、「国民との科学・技術対話」は研究者及び研究チームを中心に、双方向コミュニケーションの専門知識を有する専任教員や実質的に活動できる科学コミュニケーターと協力体制で行うことが好ましい。「国民との科学・技術対話」によって直接の評価を受けない学生などに過度の負担がいかないように配慮する。

- ③研究内容によっては、研究の進め方や新しく生まれる技術に関する倫理的・法的・社会的課題についての検討や、国民の不安や懸念に対する対応などが必要となることが予想される。こうした研究内容に関し「国民との科学・技術対話」を実施する際には、これらの課題に対する国民の理解が深まるよう、創意工夫を凝らし分かりやすい説明を行うことが期待される。
- ④地域との連携については、大学・研究機関において、自治体、教育 委員会との適切な協力体制を構築する。また、国や独立行政法人が 実施している各種事業の活用を検討する。
- ⑤本指針の趣旨、すなわち研究者等が社会と真剣に向き合い交流する 意味を十分理解し、国民に広く理解が得られるよう創意工夫を行う こと。

受け手側の年齢や知識、興味、関心等を十分考慮・斟酌して創意工夫を凝らした分かりやすい説明を行うとともに、「国民との科学・技術対話」がより有益なものとなるよう、参加者へのアンケート調査により活動の質を確認することも重要である。

3 総合科学技術会議のフォローアップ

平成23年度のできるだけ早い時期に上記に掲げる関係府省・配分機関の取組状況を把握・検討し、不適切な場合は関係府省に改善を求めるとともに、必要に応じて本方針の見直しを行う。

4 想定する「国民との科学・技術対話」の例

以下に掲げる活動は例示であり、これ以外であっても顔の見える双方 向コミュニケーション活動を推進する本方針の趣旨に合致する活動に積 極的に取り組むこと。

- ①小・中・高等学校の理科授業での特別授業 児童生徒の発達段階を考慮し、児童生徒が広く研究に興味関心を 持つように、研究目的、研究内容、実生活との関連を説明する。
- ② 地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演 博物館、科学館、市町村、非営利団体(NPO)が開催する地域 の科学講座・市民講座で、研究目的、研究内容、研究成果の講演や 参加者との対話を行う。
- ③ 大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演 大学や研究機関において実施する一般公開の機会に、研究目的、 研究内容、研究成果の講演や参加者との対話を行う。
- ④ 一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明

各種団体や研究会が開催する一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場で、研究目的、研究内容、研究成果の講演・説明や研究の意義・課題についての対話を行う。

⑤ インターネット上での研究成果の継続的な発信 掲示板、ブログ・ミニブログ、メールマガジンを用いた双方向性の あるインターネット上での情報発信により、研究目的、研究内容、 研究成果の発信を行う。

なお、当面この活動は、研究活動の状況によりやむを得ず実施できない場合を想定している。

実際の活動事例

①小・中・高等学校の理科授業での特別授業

(事例1)

北海道大学の自然史科学の研究者が、地域の小学校で、小学生を対象に、NASAで凍結乾燥させたウシガエルを用いて、両生類の秘密とヒトの体についての講義を実施した。

(事例2)

八戸工業大学電子知能システム学科の研究者が、地域の中学校や高等学校において、「知能ロボットを作ろう」と題して、ロボットとプログラミングについての講義と実験を実施した。

②地域の科学講座・市民講座での研究成果の講演

(事例1)

国立環境研究所の環境学の研究者が、日本科学未来館で一般市民を対象に、昨年開催されたCOP15 (国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議)に関して、地球温暖化をめぐる国際交渉の最前線を紹介するとともに、そこから見えてくる今後の課題を通してCOP15の結果をどのように受け止め行動すべきなのかを共に考えるイベントを実施した。

<u>③大学・研究機関の一般公開での研究成果の講演</u>

(事例1)

浜松医科大学の感染症の研究者が、大学において、地域の小学生とその 保護者を対象に、身の回りに存在する生物についての講義や実験を実施し た。

(事例2)

東北大学大学院工学研究科が、市内の小学生を対象に、先端技術と関連したテーマ(「机の上で飛行機雲を作ってみよう」等)で体験型の科学教室を行うとともに、オープンキャンパスでの公開実験や研究室訪問を実施した。

<u>④一般市民を対象としたシンポジウム、博覧会、展示場での研究成果の講演・説明</u>

(事例1)

国立感染症研究所の研究者が、科学について語り合うイベント(サイエンスアゴラ2009)において、広く一般を対象に、新型インフルエンザウィルスの研究やワクチン開発について、最新の知見を交えて講演した。

その他、①~④に限らない取組み事例として、世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI)においては、従来より、高校生向け実験教室やサマー・サイエンスキャンプ等を実施している。また、本年3月より、各拠点にアウトリーチ担当者を設置するとともに、アウトリーチ活動について、協働で実施するイベント等の活動を戦略的に実施するための意見交換を定期的に行うこととしている。本年6月には、科学・技術フェスタin京都一平成22年度産学官連携推進会議ーへ参加・出展した。

◎ 日本の研究者数 約83万9千人(2008年度:総務省調)

(内訳)

大学等約30万6千人公的機関約3万2千人企業等(NP0含む)約50万1千人

◎ 競争的資金(8府省) 55,713件

1 5千万円以上

・5千万円以上の件数 1,468件(約2.6%)

・上記の研究者数(実数)1,329人(約2.4%)

2 3千万円以上

3千万円以上の件数2,447件(約4.4%)

・上記の研究者数(実数)2, 188人(約3.9%)

3 1千万円以上

1千万円以上の件数7,291件(約13.1%)

上記の研究者数(実数)6,159人(約11.1%)

◎プロジェクト研究資金(7府省) 3.780件

1 1億円以上 469件(約12.4%)

2 5千万円以上 832件(約22.0%)

3 3千万円以上 1, 334件(約35, 3%)

※内閣府政府研究開発システム調(平成20年度)